

会議録（平成26年度第2回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成26年8月5日（火） 午後1時30分～午後4時
- 2 場 所 愛知県庁西庁舎 第11会議室
- 3 出席者
（委員）魚住委員、梅原委員、田中委員、柘植委員、中村委員、吉永委員
（県建設部）市川建設部技監、建設企画課主幹 他
（県農林水産部）農林検査課長、農地整備課長 他
- 4 会議次第
 - (1)開会
 - (2)議事
 - ① 第1回委員会会議録の確認について
 - ② 対象事業の審議
 - 【再評価】農業農村整備事業
 - 【事後評価】農業農村整備事業
 - ③その他
 - (3)閉会

1 第1回委員会会議録の確認について

特に意見無し

[結論] 了承する。

2 対象事業の審議

【再評価の審議】

(1) 農業農村整備事業

①農業農村整備事業（かんがい排水事業）：中井筋地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 生物多様性に配慮した護岸とは、具体的にどのような護岸か。

[県] 景観に配慮した自然石張ブロック護岸や生態系に配慮した魚巣ブロック護岸、魚溜まり、魚道などを施工している。

[委員] 魚巣ブロックや魚溜まりを設けているとのことだが、魚のエサになるものは生息しているのか。

[県] 草などが生える護岸も設けており、そこに小さな生物が生息すると考えている。毎年生き物調査を実施しており、魚類の生息も確認している。

[委員] この地区は湛水被害を防ぎ、農業経営の安定に資することが目的かと思うが、多自然型護岸の部分は早く水を流そうという考えで行っていないのか。

[県] 多自然型護岸は、周囲が田園地帯の箇所において自然に配慮した護岸を施工しているが、湛水を防ぐ効果が発現する能力の断面で施工している。

[委員] 現況排水量に比べ、計画排水量が2倍以上になっているが、断面積、粗度、縦断勾配について解説してほしい。

[県] 現況の排水路と同じ箇所に施工しており、断面積は底を下げることにより確保しており、縦断勾配は変化していない。粗度は、L形水路の部分については小さくなっており、多自然型護岸の部分は大きくなっているが、多自然型護岸の部分は断面を大きくすることにより計画排水量が流れる設計としている。

[委員] 長期化の理由で、NTTケーブルの移設方法に時間を要したとあるが、い

頃からで、具体的にどのような調整で長期化になったのか。

また、移設にかかる調整が阻害要因に書かれているが、見込みのところには調整済みと書いてあることについて説明してほしい。

[県] 具体的な調整内容は、中井筋水路を横断する道路橋内にN T Tの光ケーブルが入っているため、当初は水路改修に合わせて道路橋を付け替える際に、すぐ隣にあるケーブル専用橋に道路橋内のケーブルを移設するだけの予定であったが、N T Tとの調整の結果、最終的にケーブル専用橋も撤去してケーブルすべてを付け替えた後の道路橋に移設することとなったため、この調整と移設工事関係に不測の1年を要した。前回評価後にこういったことが分かったため、事業工期を1年延長することとなった。

[委員] その調整が阻害要因であるとなっているのに、今後の見込みで調整済みとなっているのはなぜか。今後も阻害要因と成り得るのか。

[県] 今年度にN T Tケーブルを付替え後の道路橋に移設する工事が残っているため、その施工も含めて調整とした。

[委員] 分かりにくいので、調書を修正してほしい。

[結論] 評価調書2ページ、事業の進捗状況及び見込みのところの2)と3)を修正するというので、対応方針(案)を了承する。

②農業農村整備事業(たん水防除事業)宝南地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 排水量低下の理由は何か。

[県] 施設機械であり、ここではポンプの老朽化による能力低下である。

[委員] 今回更新するポンプは、老朽化による機能低下を見込んで計画されているか。

[県] 機能低下したポンプの更新をしており、新たに設置するポンプについても、設置後、機能低下していくことになる。機能低下をなるべく抑えるために、メンテナンス等を適宜行い、施設の耐用年数を延ばしていく。

[委員] 機能低下により排水能力は低下していくと思うが、湛水計算はどのようにされているか。機能低下しないという前提で計算されていると、施設規模が過小となる可能性がある。

[県] 施設の更新に当たり、20年に1度発生する3日連続雨量を基準にして、許容以上の湛水被害が発生しないように計画を立てている。全ての降雨に対応できるというものでもない。

[委員] 20年確率の降雨がいつ起こっても対応できるよう計算すべきで、湛水被害を防ぐためには機能低下を見込む必要があるのではないか。

[県] 計画時点において湛水被害が発生しないかの計算をしているが、施設設置後の機能低下までは加味していない。

[委員] 費用対効果分析は現時点ではなく40年間の効果を計上している。費用対効果分析の対象期間で機能低下は見込まなくていいのか。

[県] 農林水産省の基準に基づき、計画時点で湛水被害がでないよう計画しており、費用対効果については、20年後に行うオーバーホール等による機能復旧費用も見込んで計算しているが、機能低下までは加味していない。

[委員] 機能低下は起きているが計算では無視している。施設にかかる費用としては安価にすむが、災害リスクという観点では危険側になっている。

[県] 毎年の機能低下を考慮する必要もあると思うが、これについては、農林水産省と調整が必要となる。現行基準は機能低下を見込まないことになっている。

[委員] 東海豪雨より計画基準雨量が小さいが、東海豪雨並の雨が降った場合は、どのように考えているか。

[県] 東海豪雨の3日連続雨量は365mmであり、計画基準雨量である20年に1度の雨量より多いが、計画では20年に1度の確率雨量を算出しており、それが基準となっている。

計画以上の降雨となれば湛水被害が発生するのはやむを得ないが、大雨の前に内水位を下げ、湛水被害を軽減するなどのソフト対応をしている。

[委員] 今回は3機場のうち2機場の更新であるが、安全性の担保という観点では、

3 機場を別々の時期に更新する方が良いと思う。

[県] 鯉橋排水機場は平成 12 年に改修しており、今回改修する鷹居排水機場は平成 28 年度に稼働予定であり、四ヶ村排水機場は平成 35 年に稼働予定としているので、改修時期は異なってくる。

[委員] 排水量を設置時程度に戻すことになるが、調書のあらましには地区内開発による降雨流出量の増加に対応とある。設置時の排水量に戻すだけでよいのか。

[県] 鷹居排水機場の排水能力は既設設置時から $0.09 \text{ m}^3/\text{s}$ 増強しており、四ヶ村排水機場も同様に $0.13 \text{ m}^3/\text{s}$ 増強している。施設計画については地区内開発も見込んでいる。

[委員] 全体排水量の数%の増加で地区内開発に対応できるということか。

[県] 地区内開発等による地目の変化については、流出率を変更して流出量の増加を確認している。

[委員] 計画基準雨量は 20 年確率雨量で 3 日連続雨量であるが、先程の中井筋地区の計画基準雨量は 10 年確率雨量としている。3 日連続雨量で計画しているのはなぜか。

[県] 先に雨が降っている状態において、重ねて大きな雨が降った方が危険側にはたらくことになる。湛水被害を排除するには、こうした雨に耐えられるかという検討が重要であり、基準もこうなっていると考えられる。

[委員] 事業毎にどのような使い分けをしているのか。

[県] 各種事業の目的により考え方に差異があり採択基準も異なっている。たん水防除事業については 3 日連続雨量を基準としている。

[結論] 評価書（案）のとおり対応方針（案）を了承する。

【事後評価の審議】

（1）農業農村整備事業

③農業農村整備事業（かんがい排水事業）豊川総合用水地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 事業目標の達成状況について、非常にわかりやすいプレゼンテーションで良かった。

フロートバルブは、メンテナンスをあまり必要としないのか。今後の維持管理について何か見通しがあれば教えていただきたい。

[県] フロートバルブは、水位の上下によってフロートが上下し、取水口が開閉する仕組みになっているため、基本的にメンテナンスはかからない。ただし、ゴミ等が挟まるとうまく働かないことがあるため、こういった点検は実施している。

[結論] 評価書（案）のとおり対応方針（案）を了承する。

④農業農村整備事業（たん水防除事業）吉良中央地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 基準雨量として3日連続雨量300.2mmを採用しているが、主要目標の達成状況欄で、「平成24年度に計画と同程度の最大1時間雨量69.0mm」という記述がある。これは時間雨量についても基準があるということか。

[県] 3日連続雨量300.2mmを基準雨量としているが、施設供用後5カ年間の最大3日連続雨量は平成21年5月の196.5mmであった。これは計画基準雨量以下であり被害等は発生していないが、参考までに、最大1時間雨量での被害の有無はどうであったかを調べた。

その結果、平成24年9月に基準雨量とした雨量パターンと同程度の1時間雨量があったが、被害等は発生していなかった。基準に対する雨量ではないが、参考までに最大1時間雨量の様な一時的な大雨に対して被害等が発生していないことを確認したものである。

[委員] 事後評価調書の「最大1時間降雨量では計画と同程度の・・・」という記述では、時間雨量に対しても計画があるととれるが、参考までに確認したということか。

[県] その通りである。

[委員] 確率雨量を出すときの計算式は何という名称だったか。

[県] 岩井法による計算を行っており、その中の最大1時間雨量と比較したものである。

[結論] 評価書(案)のとおり対応方針(案)を了承する。

⑤農業農村整備事業(水質保全対策事業)東井筋地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 効果が計画通りということだが、計画の数字が平成21年の数字である。平成9年に採択された事業なので、計画というのであれば平成9年時と比較しなければならないのでは。また当初、再評価時の作付面積はのせなくてよいか。

[県] 効果については、平成19年に新たに国で定められたマニュアルに基づき、前回評価時の平成21年に効果を算定し、平成21年の数字に対して今回実績がどうだったか比較を行っている。

[委員長] このことについて事務局からの説明を求める。

[事務局] 昨年度末に同じような議論があった。それまでは当初計画と比較することとしていたが、社会情勢が変化しているのに、あまりに時点が古いものと単純に比較するのはどうかという意見があり、要領上改定を行った。具体的な改定の中身は、必要に応じて当初計画時だけでなく、同じ社会情勢ベースで数字を比較してもよいということに変更した。

[委員] 管更生工法とはどのように行うものか。

[県] 旧管のなかに、帯状の更生管材を内面に巻きつけたり、たたまれた状態の更生管材を旧管内部に挿入し、水圧により膨らませた後、固化させ、新たな管を造成する工法である。

[委員] 耐久性には問題はないか。

[県] 問題ない。

[結論] 評価書(案)のとおり対応方針(案)を了承する。

⑥農業農村整備事業（農村活性化住環境整備事業）みはま地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 分家用地を非農用地として創設しているが、こういったことは珍しいことか。

[県] みはま地区のように全くの未整備の状態からの区画整理を行う場合は、非農用地を創設することは珍しいことではない。他にも道路用地、河川の用地など非農用地を創設することはよくあることである。

[委員] 事業を実施する前と後では排水路の位置が変わっているのか。

[県] 全く整備されてない区域での区画整理であるため、四角く整備した農地に沿わせる形で水路の位置も変わっている。

[委員] 排水路の位置が変わったことはわかったが、評価調書には記載する必要はないか。

[県] 区画整理なので排水路の位置は変わるが、基幹的な排水路の場所を変えてない。地形を考慮して配置しており、評価調書には記載してない。

[委員] 意見としてだが、洪水や地震といった災害という観点から旧河道がどこにあったかどうかを地域の情報として残した方が良いと思う。

[結論] 評価書（案）のとおり対応方針（案）を了承する。

⑦農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）東境銀河地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 担い手農家と認定農業者という2つの名称が使われているが、評価調書の達成状況欄には認定農業者の人数が記載されているのみで、担い手全体へのコメントがない。認定農業者以外への集積に関する情報があれば示してもらいたい。

[県] 認定農業者以外では、平成18年に設立された営農生産組合に11.9haが集積されている。現時点の担い手は、認定農業者が5人と営農生産組合が1つ。

[委員] 営農生産組合も順調に営農が進んでいるのか。

[県] そのとおり。

[結論] 評価書（案）のとおり対応方針（案）を了承する。

以上